

令和6年12月9日

令和7年4月入学・大学院工学研究科修士課程
工学専攻システム安全工学分野合格者 各位

長岡技術科学大学学務課

厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」の手続について（お知らせ）

専門実践教育訓練の教育訓練給付金制度は、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者又は被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（本学の場合、授業料等）の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給するものです。

本制度の利用を希望する方は、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けジョブ・カードを作成した後、受講開始日（システム安全工学分野の授業開始予定日）の2週間前（令和7年3月29日）までに、居住地のハローワークで受給資格確認手続を行ってください。

その他、教育訓練給付金に関する詳細は、厚生労働省ホームページまたは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

記

○ハローワークでの受給資格確認手続において必要な本学講座の情報は以下のとおりです。

指定番号：1510001-2310011-3
教育訓練施設の名称：長岡技術科学大学大学院
教育訓練講座名：工学研究科修士課程工学専攻システム安全工学分野
受講開始予定年月日：令和7年4月12日
受講修了予定年月日：令和9年3月25日

○その他留意事項

- ・ 長期履修学生制度による入学者は、教育訓練給付制度の対象外です。
- ・ 本制度利用希望者については、本人の受講状況を都度確認し令和9年3月に修了が

見込まれる方には受講開始後6か月ごとに教育訓練給付受講証明書を、令和9年3月に修了する方には修了時に専門実践教育訓練修了証明書を発行します。受講期間中において、単位修得状況、留年、休学等により、予定されていた訓練期間内（24か月、～令和9年3月）に修了できる見込みがなくなったと認める場合には、修了の見込みがなくなった支給単位期間以降、受講証明書等の発行ができなくなり、給付金が打ち切りとなります。

○教育訓練給付制度の詳細について

厚生労働省ホームページ「教育訓練給付制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

[本件事務担当]

長岡技術科学大学学務課教務企画係

電話：0258-47-9245

E-mail：kyo-kikaku@jcom.nagaokaut.ac.jp